

## 5 対象設備

対象者により、次のとおり区分された設備又はプログラムで、その金額は100万円から1億円まで（消費税及び地方消費税を含む。）が対象になります。設備金額は、消費税及び地方消費税を含んで千円単位でお願いします。

### (1) 小規模企業者及び小規模企業者以外の中小企業者の対象設備

事業の用に供し、経営の革新を図るために新たに導入する設備等。

### (2) 創業者の対象設備

事業の用に供する設備等。

また、対象設備の備えるべき要件は、次のとおりです。

(1) 愛知県内に設置されること。

(2) 新品であること。

(3) 資産計上できること（設備等の価格が10万円以上であること）。

(4) 法定耐用年数が3年以上であること。

(5) 設備等の設置及び機構の検収が平成30年3月30日(金)までに完了すること。

なお、対象にならないものの例示は、次のとおりです。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

### (1) 割賦・リースともに対象にならないもの

ア 機構が貸与を決定する以前に、契約済み又は設置済みの設備等

イ 中古設備（デモンストレーション設備、展示品を含む。）

ウ 土地、建物、建物附属設備、構築物

エ 物品賃貸業における賃貸用の物品等のうち、主としてその者の管理下に置かれていない状態で使用されるもの

オ 内装工事、外装工事、動植物、埋込式の空調設備

### (2) リースが対象にならないもの

ア 特注設備

イ 独自に開発するプログラム

#### 設備の具体例

○マシニングセンタ ○NC旋盤

○射出成型機 ○プレス ○溶接設備

○袋詰真空包装機 ○レピア織機

○ブルドーザ ○油圧ショベル ○クレーン

○強力吸引車 ○廃棄物収集運搬車両

○トラック ○バス